

## ライドシェア導入に対する慎重な議論を求める件

高齢化の進展により運転免許証を自主返納した後の移動手段の確保が求められるなど、高齢者、障害者等の交通弱者にとって、通院や買い物といった日常生活を送るために、地域公共交通はなくてはならない移動手段である。

その中でもタクシー事業は、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能を有しており、加えて本市においては、地域の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開強化に取り組むなど、地域住民の安全・安心な移動手段として重要な役割を果たしている。

その一方で、全国のタクシー会社で働く運転手の数はコロナ禍前の平成31年3月末と比較し令和5年3月末時点で約20%も減少しており、全国的にタクシーの運転手不足が深刻な課題となっている。

こうした状況を受け、令和5年12月20日に開催された内閣官房デジタル行財政改革会議では、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した「ライドシェアの一部解禁」を令和6年4月から開始することと、同年6月に向けてタクシー事業者以外の者がライドシェアに参入することができる法制度について議論をすることが表明された。

今回の「ライドシェアの一部解禁」は、タクシーが不足する地域や時期、時間帯に限り、タクシー会社管理の下で一般ドライバーによる有償での送迎を可能とするものである。

令和6年6月に向けて検討、議論が進められる「ライドシェアの全面的な解禁」については、無秩序に解禁されることとなれば、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負う可能性があること、また、すでにライドシェアが普及している海外諸国で運転手による暴行等の犯罪行為が多数発生していることなどの大きな問題点が指摘されており、利用者の安全・安心が確保されない状況を招く恐れがある。さらに、競合関係にあるタクシー事業者をはじめ、交通事業者の独立採算では維持することが困難となっている路線バスや鉄道等を含めた地域公共交通の存続、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国会及び政府におかれては、ライドシェアの導入に関する法制度の導入に関し、地域公共交通の実情や関係団体等の意見も踏まえながら、極めて慎重に議論を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
内閣官房長官  
デジタル行財政改革担当

様

仙台市議会議員 橋本啓一